

大分県行政書士会
会長 堀 誠 殿

大分県生活環境部循環社会推進課長

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための
関係法律の整備に関する法律等の施行について(通知)

本県の廃棄物行政の推進につきまして、平素から格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

上記のことについて、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長及び廃棄物規制課長から、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

なお、通知の趣旨は下記1のとおりですが、令和元年12月14日以降、産業廃棄物処理業許可申請等の添付書類について、下記2のとおり変更しますので、貴会員への周知にご協力くださるようお願いいたします。

記

1 通知の趣旨

- (1) 従前、産業廃棄物処理業等の許可において、役員等が成年被後見人及び被保佐人(以下「成年後見人等」という。)であることが欠格要件に該当するとされていたが、このことが成年後見制度の利用を躊躇させ、利用が進まない要因の1つになっていると指摘されている。

このたび、成年被後見人等であることを理由に不当に権利の制限を受けることがないように、成年被後見人等に該当することを産業廃棄物処理業等の許可の欠格要件から削除し、新たに「精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うために必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」を欠格要件とした。

- (2) (1)に伴って、産業廃棄物処理業等の許可申請書の添付書類である「登記されていないことの証明書」が削除され、新たに「精神の機能の障害により当該業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」が添付書類とされた。

当該書類としては、「精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書、認知症に関する試験結果、登記事項証明書等」が考えられるので、都道府県等において適切に判断されたい。

(3) 廃棄物処理業者、廃棄物処理施設設置者の役員等が「精神の機能の障害を有する状態となり、廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となった者」に該当した場合は、遅滞なく都道府県知事等に届出を行うこととした。

また、産業廃棄物処理業者が「精神の機能の障害を有する状態となり、廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となった場合」は、排出事業者にその旨を通知しなければならないこととした。

2 今後の事務処理について

本県の一般廃棄物処理施設設置許可申請、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定申請、産業廃棄物処理業許可申請、特別管理産業廃棄物処理業許可申請及び産業廃棄物処理施設設置許可申請等においては、環境省から別途通知があるまでの間、「精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書」又は「登記されていないことの証明書」を添付書類(※ 医師の診断書を添付書類とするが、登記されていないことの証明書を添付してもよい)とします。

3 連絡事項

令和元年12月14日以降の産業廃棄物処理業許可申請等の必要書類一覧表を及び診断書様式(参考)を別添のとおりとしましたので、参考にしてください。

(担当)

計画・調整班 北村、山下、佐藤

TEL : 097-506-3128、3135

FAX : 097-506-1748

E-mail: a13410@pref.oita.lg.jp